第2回 介護予防•日常生活支援総合事業 事業者説明会

平成29年1月25日(水) 津山市環境福祉部高齢介護課

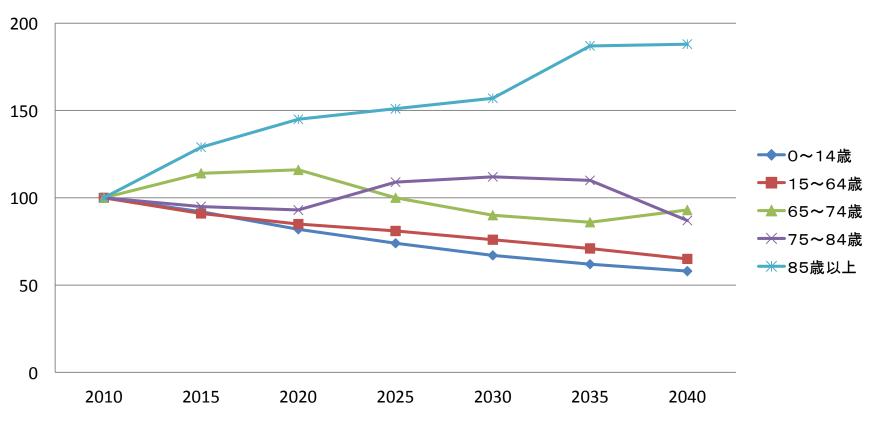
津山市の介護保険を取り巻く状況

区分	2015年度 (平成27年度)	2025年度 (平成37年度)
総人口(A)	105, 179人	94, 062人
高齢者人口(B)	30, 307人	30, 734人
後期高齢者人口(C)	16, 037人	18, 254人
高齢化率(B/A)	28. 8%	32. 7%
後期高齢化率(C/A)	15. 2%	19. 4%
認知症高齢者※	4, 546人	4, 610人
平均月額介護保険料	5, 800円	8, 200円

年齢階級別人口伸び率の推移(2010年を100とした場合)

2010年→2040年間で、75歳~84歳は1倍、85歳以上は1.5倍増加する一方、0~14歳、15~64歳はそれぞれ26%、19%減少。85歳以上人口は2025年以降も増加し続け、2035年には2010年の1.8倍となる。

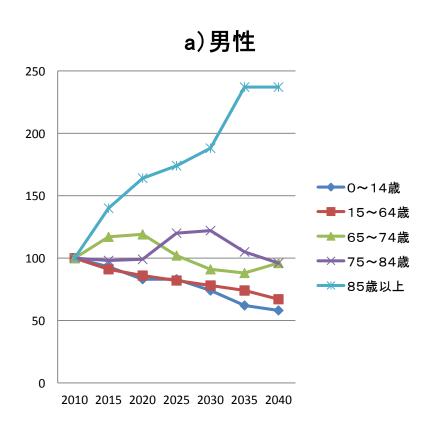
津山市全体

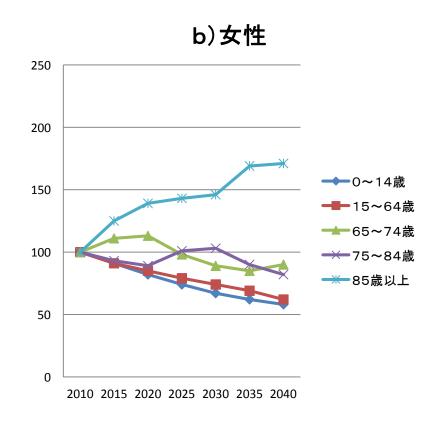


性別にみた年齢階級別人口伸び率の推移

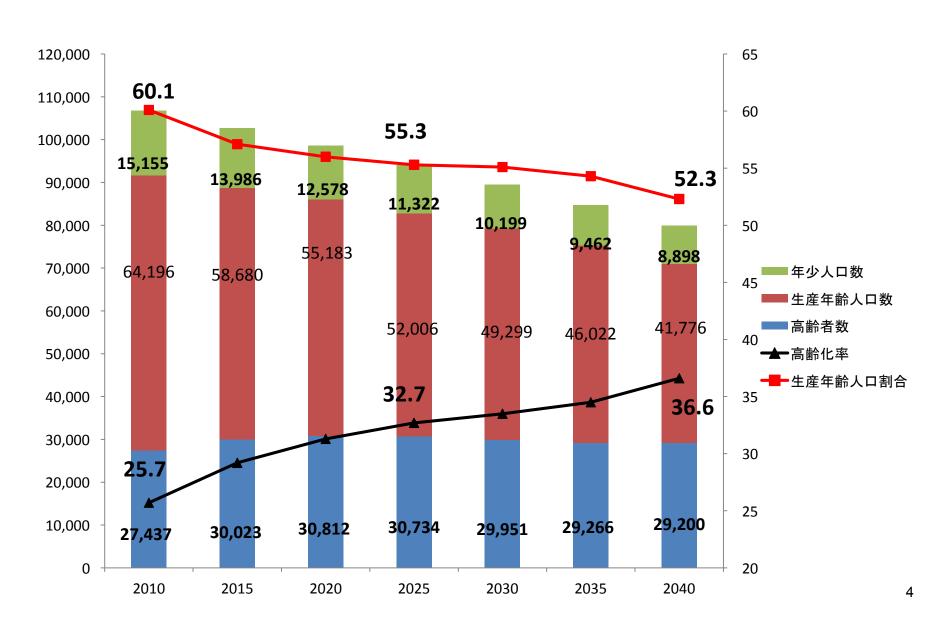
(2010年を100とした場合)

85歳以上人口の2010年→2035年間の変化を性別にみると、「男性」では1,169人→2,778人(2.3倍)に、「女性」では3,251人→5,504人(約1.7倍)に増加。女性に比べ、男性の伸び率が顕著になっている。





生産年齢人口の減少



担い手の状況は・・・?

2010年





75歳以上1人に対して15~74歳は

5. 1人

2025年





75歳以上1人に対して15~74歳は

3. 5人

2040年





75歳以上1人に対して15~74歳は

3. 0人

5

要支援・要介護認定者数の推移

津山市の要支援・要介護認定者数の推移



<実績>介護保険事業状況報告(各年3月末より)

	2014	2015	2016
総合計	6,278	6,357	6,268
要介護合計	4,635	4,719	4,724
要介護5	854	807	753
要介護4	672	742	734
要介護3	792	792	847
要介護2	1,076	1,081	1,090
要介護1	1,241	1,297	1,300
要支援合計	1,643	1,638	1,544
要支援2	849	871	782
要支援1	794	767	762

サービス利用状況

●<要支援認定者数>

要支援認定者	認定者数	内2号被保険者
要支援1	701人	7人
要支援2	715人	10人
合計	1,416人	17人

●<介護予防サービス利用状況>

区分	人数	割合
訪問介護	162	27.6%
通所介護	354	60.4%
訪問介護・通所介護を併用	70	11.9%
合計	586	100.0%

●<総合事業移行後のサービス利用状況>

訪問サービス		
類型	人数	割合
現行相当サービス	232	100.0%
合計 (訪問介護+併用者70名)	232	100.0%

通所サービス		
類型	人数	割合
現行相当サービス	246	58.0%
通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	178	42.0%
通所型サービスC (短期集中予防サービス)		
合計 (通所介護+併用者70名)	424	100.0%

全国一律に提供していた

予防給付から

訪問介護 通所介護

市町村が地域の実情に応じた

多様な 実施主体

介護予防・日常生活支援事業へ

津山市は平成29年4月から事業開始します。

介護保険サービスの一部が変わります(案)

介護保険サー 全 国 律 介護給付サービス (要介護1~5)



介護給付サービス (要介護1~5)

訪問看護、福祉用具等

介護予防給付

訪問介護 通所介護



事業に移行

H29~

介護予防給付 (要支援1~2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業 (要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - 訪問型サービス 介護予防訪問サービス 生活援助型訪問サービス 専門職訪問サービス
 - ・通所型サービス 介護予防通所サービス 生活援助型通所サービス 自立支援型通所サービス

介護予防支援事業(ケアマネジメント)

〇一般介護予防 こけないからだ講座

(要支援1~2)

介護予防事業

- 〇二次予防事業
- 〇一次予防事業 こけないからだ講座



任意事業

- 〇食の自立支援事業
- 〇介護用品支給事業
- 〇介護者教室事業



任意事業

- 〇食の自立支援事業
- 〇介護用品支給事業
- 〇介護者教室事業 など

地津 域山 で支援事業である。

津山市の総合事業の方針

- ・自立支援を基本に考えたケアマネジメントを実施しサービスの多様化及び介護予防の充実を図り、要支援者等の心身状態等にあわせたサービスの提供及び支援をすることにより、要支援者等の在宅生活の安心確保を図る。
- ・現行相当サービスに加えて、基準を緩和したサービスの導入や、改善が可能な利用者に対しては短期間のリハビリなどを取り入れたサービスを導入し、地域において自立した生活を営むことができるよう支援を行っていく。

実施時期と対象者

- 1. 実施時期 平成29年4月1日
- 2. 対象者 ①要支援認定者
 - ②事業対象者

(基本チェックリストにより生活機能の低下が見られ、サービス利用が必要な人)

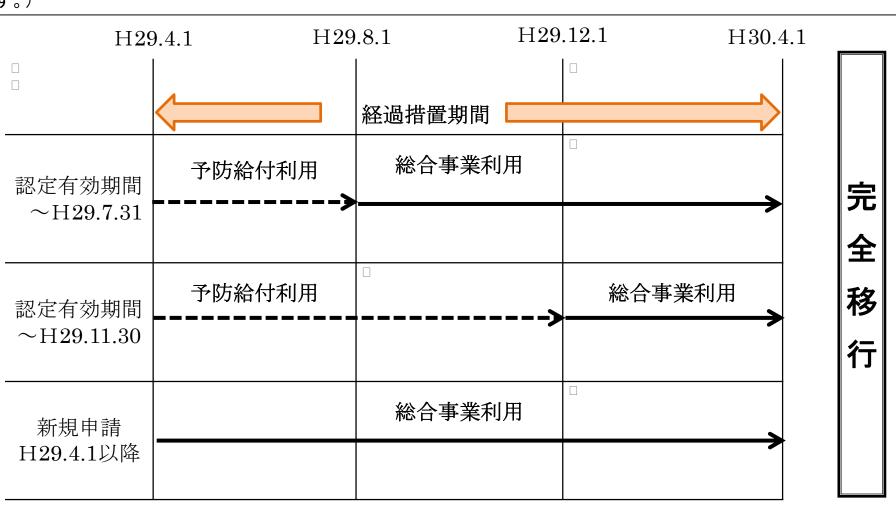
3. 利用できるサービス及び支給限度額

	予防給付	介護予防・生活支援サービス事業			
対象者	訪問看護・福祉用具 貸与・住宅改修など	訪問型サービス 通所型サービス	支給限度額(月額)		
①要支援認定者	0	0	要支援1 50,030円		
①安义族認定名		O	要支援2 104, 730円		
②事業対象者	×	0	50, 030円		

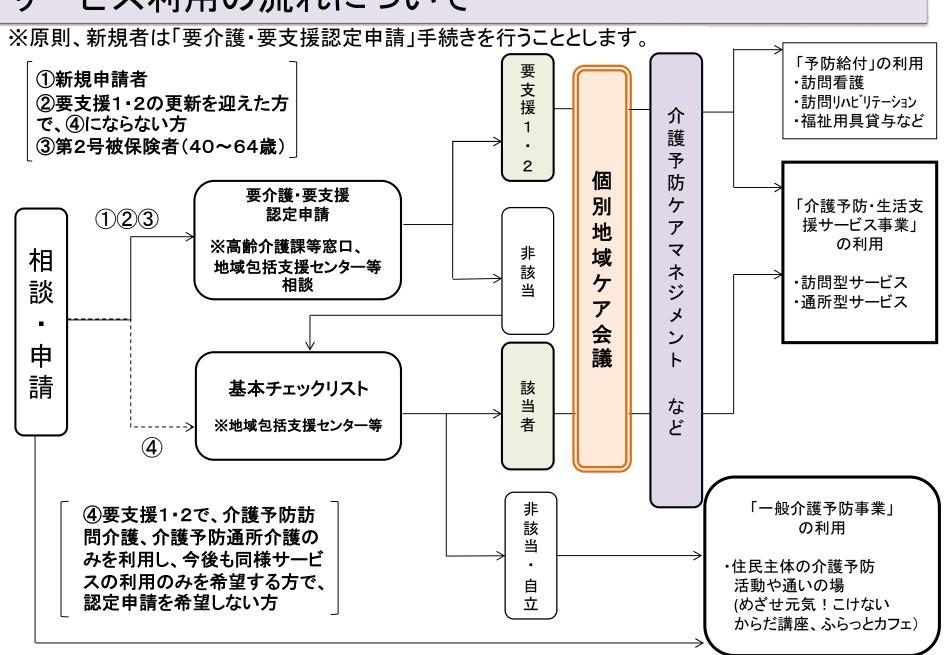
総合事業の移行時期について

平成29年4月に全ての要支援者が総合事業へ移行するのではなく、認定有効期間の更新時期までに、順次移行します。

(要支援認定の有効期間は、最長1年間であるため、平成29年4月から1年かけて、すべての方が総合事業へ移行します。)



サービス利用の流れについて



個別地域ケア会議について

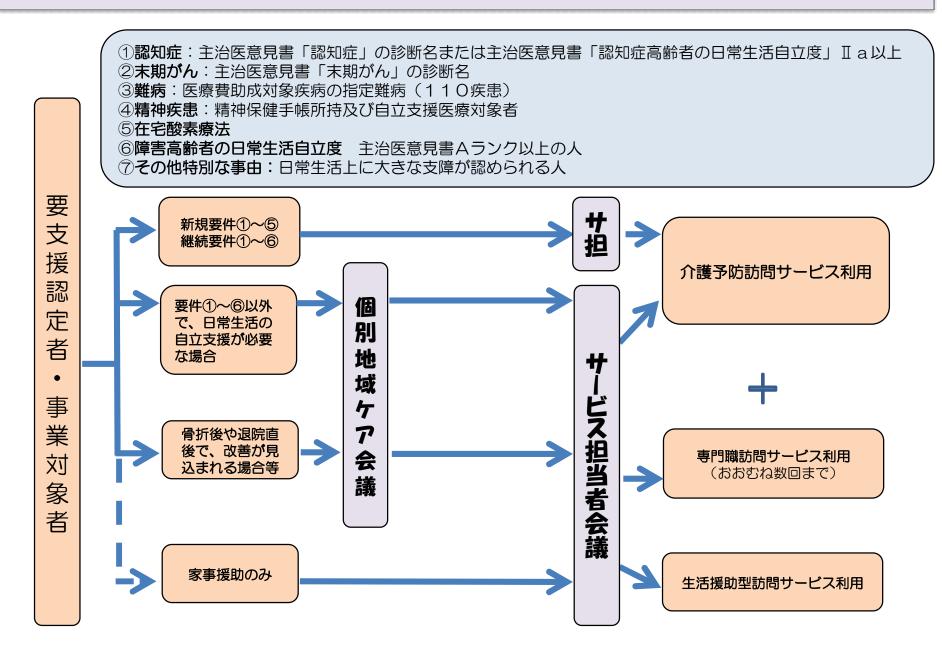
総合事業に移行後の利用者について、自立支援及びケアマネジメントの 質の向上のため、ケアプラン原案の検討を行う、個別地域ケア会議の実 施を定例(週1回)で実施。

- ①その人らしい生活や望む生き方の実現、自立支援という介護保険の理念の実現に向けて、よりよい支援となっているか。
- ②なぜ、生活や望む生き方が難しくなっているのか、どうすればうまくできるようになるのか、みんなで考える。
- ③改善していくことが予測されるか、どのような支援がより改善につながるのか、専門家からアドバイスをもらう。
- ④アドバイスは、次の日からでも使えるような現実的なものを、わかりやすくみんなで共有する。

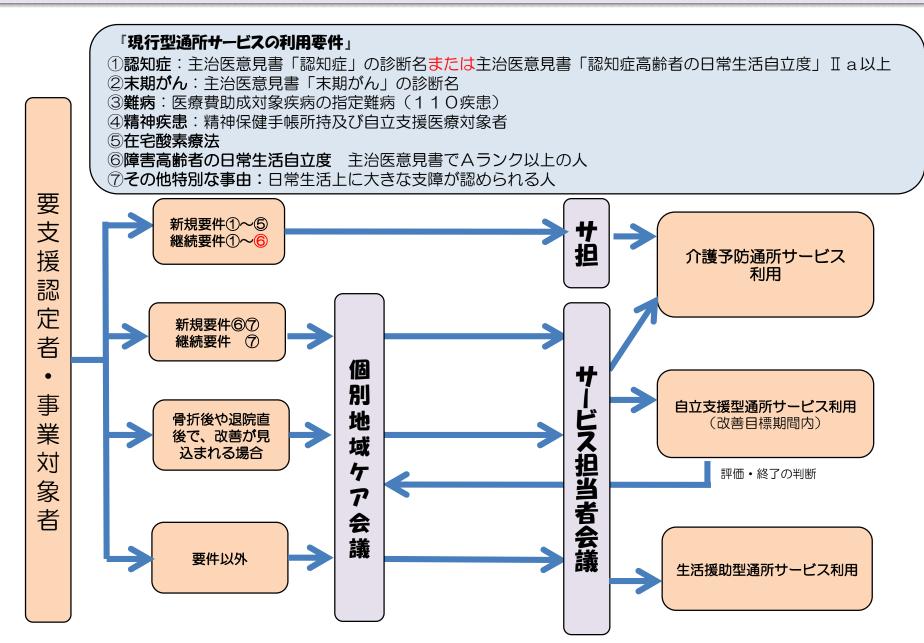
※構成メンバー

・医師・薬剤師・歯科衛生士・主任ケアマネ・リハビリ専門職・栄養士・サービス提供事業者プランナー・保険者など

個別地域ケア会議で検討する訪問型サービス利用者像



個別地域ケア会議で検討する通所型サービス利用者像



基本チェックリストに ついて

基本チェックリストは、要介護・要支援認定者の更新申請 時にあわせて実施します。

- ・総合事業サービス(訪問介護・ 通所介護)のみを利用している 人で、基本チェックリストの実施 に同意した人
- ・本人が窓口に来所した場合で、 上記の状況の場合
- ※基本チェックリストを実施した 場合は、有効期間は設定してい ませんので、状態が悪化等によ り変化した場合は、要介護・要 支援認定申請を行ってください。

Ŀ	本	チ	I	"	ク	IJ	ス	1	

	記入日:十成 平	フ ト	1 ()		
氏名	住 所 生年月日				
希望する	るサービス内容				
No.	質問項目	回答: いる	げれかに○ ください	判	定
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ		
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ	/	
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ	5	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ		
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ		
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ	_	
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ	5	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ		/
11	6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ		20
12	身長 cm 体重 kg (BMI=)(注)		2	20
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ		
14	14 お茶や汁物等でむせることがありますか 1.はし				
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ	3	
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ		
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	2	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい	0. いいえ		
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ	/	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ	3	
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ		
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ		
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ	/	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ	5	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ		
	事業対象	該	当 • 非該	当	

(注) BM I = 体重(kg) ÷身長(m) ÷身長(m) が18.5未満の場合に該当とする

1	No.1~20までの20項目のうち10項目以上に該当	
2	No.6~10までの5項目のうち3項目以上に該当	
3	No.11~12の2項目のすべてに該当	
4	No.13~15までの3項目のうち2項目以上に該当	
(5)	No.16に該当	
6	No.18~20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当	
(7)	No.21~25束での5項目のうち2項目以上に該当	

(注)この表における該当(No.12を除く。)とは、回答部分に「1.はい」又は「1.いいえ」に該当することをいう。 この表における該当(No.12に限る。)とは、BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合をいう。

チェックリスト受付	口市	口包括	(担当者名)	
-----------	----	-----	--------	--

事業対象者の被保険者証(例)について

		(-)
55	介護	保険被保険者証
	番号	
被保	住 所	
険	フリガナ	
者	氏 名	
	生年月日	性別男・女
N)	交付年月日	
が保	k 険 者 番 号 立 び に k 険 者 名 種 な び 日	

要介護状態 区 分 等	事業対象者
認定年月日 (事業対象者の 場合は、基本 チェックリスト実 施日)	平成29年4月10日
認定の 有効期間	~
居宅サービス等	区分支給限度基準額 ~
	1月当たり サービスの種類 種類支給限度基準額
(うち種類支給	
限度基準額)	
認 定 審 査 会 公 の サ 類 の 指 定	

							(:	三)
		内	容	其	1	間		
	X. 55.			開始年月日				
給付制				終了年月日				3.7
市口门市	1) 1200			開始年月日	, S		7,4	
1		5 5		終了年月日	1 45 15		Ğ.	
		8	w se e	開始年月日				
				終了年月日				
		津山	山市地	届出年月日				
居宅介護事業者又 護予防支	は介援事							
業者及び事業所の		届出年月日						
	13 444			届出年月日				
	種類			入所等年月日	平成	年	月	日
A =++ /F7 FA	名称			入所等年月日	平成	年	月	日
か護保険 施設等	種類			入所等年月日	平成	年	月	日
	名称			入所等年月日	平成	年	月	日

総合事業のサービス類型

	サービス	訪問型サービス	通所型サービス
^	現行相当	現行介護予防給付相当と同単 価、同基準。	現行介護予防給付相当と同単価、 同基準。
護予防	サービスA		市独自の緩和した基準 (ミニデイサービス)
介護予防・生活支援サ	サービスB	市独自の基準 (生活支援サポーターによる 簡易な生活支援サービス)	
ザービス事業	サービスC	市独自の基準(専門職による訪問サービス)	市独自の基準 (個別訓練プログラムを取り入れ た改善サービス)
業	介護予防ケア マネジメント	ケアマネジメントA(介護予防支 ケアマネジメントB(緩和基準) ケアマネジメントC(初回のみ)0	
一般介詞	養予防事業	一次予防事業、二次予防事	紫を区別せず、一体的に実施

訪問型サービスの概要

サービス種別	現行相当サービス	訪問型サービスB (住民主体による支援)	訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス名称	介護予防訪問サービス	生活援助型訪問サービス	専門職訪問サービス
サービス内容	現行の介護予防訪問介護の サービスを基準とし、訪問介護員 等が身体介護や生活支援サービ スを提供。	現行の介護予防訪問介護の 対象となるサービス行為から 身体介護を除いたものを一定 の講習を受講した者により提 供。	リハビリ専門職の日常生活動作の改善支援や環境調整、 歯科衛生士による口腔ケア改善指導、栄養士等による栄養 改善指導で、生活機能の改善 を図る。
利用ケース	既に介護予防訪問介護を利用されている方で、ケアマネジメント上、同等のサービスを継続して利用する必要があると認められるケース。また、ケアマネジメントにおいて、訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められるケース。	ケアマネジメントにおいて、 専門的なサービスを要せず、 生活援助の中でも簡易なサー ビスを必要としているケース。	生活改善が専門職の関与に より可能と判断されたケース。
事業の 実施方法	事業所指定	_	専門職の派遣
報酬単価	介護予防訪問介護における報酬と 同等	1回30分未満 200円 1回30分以上1時間未満 300円	リハビリ専門職の場合:6,000円 歯科衛生士等の場合:7,500円 (3ヶ月に1~3回程度)
限度額管理 の有無(支払)	有 (国保連で管理、支払)	無 (利用者・サポーター間の 直接支払)	無 (市から直接支払) 20

生活支援サポーター事業の仕組み(案)

★生活支援サポーターとは

高齢者(要支援者など)が日常生活の中で、ちょっと困っていること」や「誰かと一緒にできること」など、「豊かな自立生活」をお手伝いしてくださる応援団のことをいいます。

この活動を通じて、「笑顔」で繋がる地域の支え合い活動をめざします。

生 活 支 援 サ ポ ー タ ー の 流 れ

① 地 域 包 括 支 援 センターに 相 談



② 生 活 支 援 コーディネーター

(高 齢 者 宅 を 事 前 に 訪 問 し、状態 把 握 を す る。そ の 後 サ ポ ー タ ー の 調 整 、マッチン グ す る)

●利用料金

【曜日•時間】	30分 未満	30分以上 1時間未満
◆月曜日~金曜日 (AM8:00~PM5:00)	200円	300円

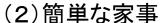
③ 生 活 支 援 サ ポ ー タ ー 活 動 実 施・報 告

- ※利用時間については、1時間を基本とする(要相談)
- ※年末年始(12/29から1/3)、祝日は除く

生活支援サポーター事業(サポート内容)(案)

- (1)掃除
- ●部屋の掃除
- ●お風呂の掃除
- ●トイレの掃除
- ●ゴミの分別
- ●ゴミ出しなど





●洗濯

- ●食器洗い
- ●季節衣類等の出し入れ
- ●調理の補助

(食事の準備・片付け・食材カットなど)

- ●布団干し
 - ●電球交換



★本人と一緒に行う



●買い物の代行

(依頼により買い物を代行する)

- ●買い物の同行
- (一緒に買い物に同行する)



(4)外出時の付き添い

- ●地域の集いの場
- ●近隣の病院、銀行など



- ★サポーターが運転する車には 同乗しない
- ★公共交通機関等での移動 (費用は利用者負担)



●介護予防・自立生活を支えるために 必要とされる内容(要相談)



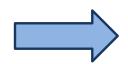
通所型サービスの概要

サービス種別	現行相当サービス	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス名称	介護予防通所サービス	生活援助型通所サービス	自立支援型通所サービス
サービス内容	入浴・排せつ・食事等の介護その 他の日常生活上の支援、及び機 能訓練(現行の介護予防通所介 護と同様)	体操やレクリエーション等による、サービスを中心として提供。 1回3時間以上。	ADL、IADL改善に特化し、 個別プログラムによる機能訓 練を期間を定め実施。 1回3時間以内。
利用ケース	既にサービスを利用されている 方で、ケアマネジメント上、同等の サービスを継続して利用する必要 があると認められるケース。 また、ケアマネジメントにおいて、 専門職の指導を受けながら、入浴、 排泄、食事等の介助が必要な ケース。	ケアマネジメントにおいて、専門職による支援等の必要性が低く、入浴、排泄、食事等の介助が不要で、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資するサービスが必要と認められるケース。	骨関節疾患等で運動機能改善が予見され、本人が短期集 中支援を了解しているケース。
事業の実施 方法	事業所指定	事業所指定	委託
報酬単価	介護予防通所介護における報酬 と同等	市で設定 ※介護予防通所介護の報酬 以下に設定 1回 2,630円	市で設定 ※介護予防通所介護の報酬 以下に設定 1回 3,290円
限度額管理 の有無(支払)	有 (国保連で管理、支払)	有 (国保連で管理、支払)	無 (市から直接支払)

自立支援型通所サービスについて(案)

★骨折後、入院後などで「一時的に状態が悪化している場合」に利用するデイサービス

- ●回復するためのリハビリメニュー(個別プログラム)を実施
- ●改善目標期間(3~6ヶ月)を決めて実施



●元気になったら地域の こけないからだ講座や出 かけられる場への参加を 勧めます。

●平成29年3月に、機能訓練指導員に対しての研修を開催する予定です。 ※自立支援型通所サービスを実施する場合は、必ずこの研修を受講した機能訓練指導員がサービスを提供(機能訓練)することが必要。

介護予防マネジメントについて①

介護予防ケアマネジメント概要

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを 行い、その状態や置かれている環境等に応じて目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取組を生活の中に取り入れ、自ら実施・評価できるよう支援するものです。

地域包括支援センターは、介護予防支援と同様に業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することも可能です。

類型	サービス	対象者	委 託	開始月	2月目	3月目
ケアマネジメントA (原則的)	介護予防訪問サービス 介護予防通所サービス 自立支援型通所サービス	要支援者事業対象者	可	430単位 + 初回加算 300単位	430単位	430単位
ケアマネシ゛メントB (簡略化)	生活援助型通所サービス	要支援者 事業対象者	可	430単位※	430単位	430単位
ケアマネジメントC (初回のみ)	生活援助型訪問サービス 専門職訪問サービス	要支援者 事業対象者	不可	430単位※	なし	なし

介護予防マネジメントについて②

ケアマネジメントの類型における各プロセスの実施

	予防給付の	事業による	る介護予防ケアマネ	ジメント
	ケアマネジメント	ケアマネジメント A	ケアマネジメント B	ケマネジメント C
アセスメント	0	0	0	0
ケアプラン原案作成	0	0	0	_
サービス担当者会議	0	0	Δ	_
利用者への説明・同意	0	0	0	0
ケアプラン確定・交付	0	0	0	(〇) ケアマネジメント結果
サービス利用開始	0	0	0	0
モニタリング	0	(3ヶ月に1回) 〇	(6ヶ月に1回) <u>ム</u>	Δ

(○:実施 △:必要に応じて実施 一:不要)

サービスの併用について

現行相当サービスにおいて、包括報酬が含まれていることから、訪問型サービス内、 通所型サービス内でこれらのサービスの併用は原則できません。しかし、訪問型サー ビスの中の専門職訪問サービスは併用可能です。また、訪問型サービスのいずれか と通所型サービスのいずれかを併用することは可能です。

①訪問型サービス	介護予防 訪問サービス	生活援助型 訪問サービス	専門職 訪問サービス
介護予防訪問サービス		×	0
生活援助型訪問サービス	×		0
専門職訪問サービス	0	0	

②通所型サービス	介護予防 通所サービス	生活援助型 通所サービス	自立支援型 通所サービス
介護予防通所サービス		×	×
生活援助型通所サービス	×		×
自立支援型通所サービス	×	×	

[※]一般介護予防事業については、全てのサービスと併用可能

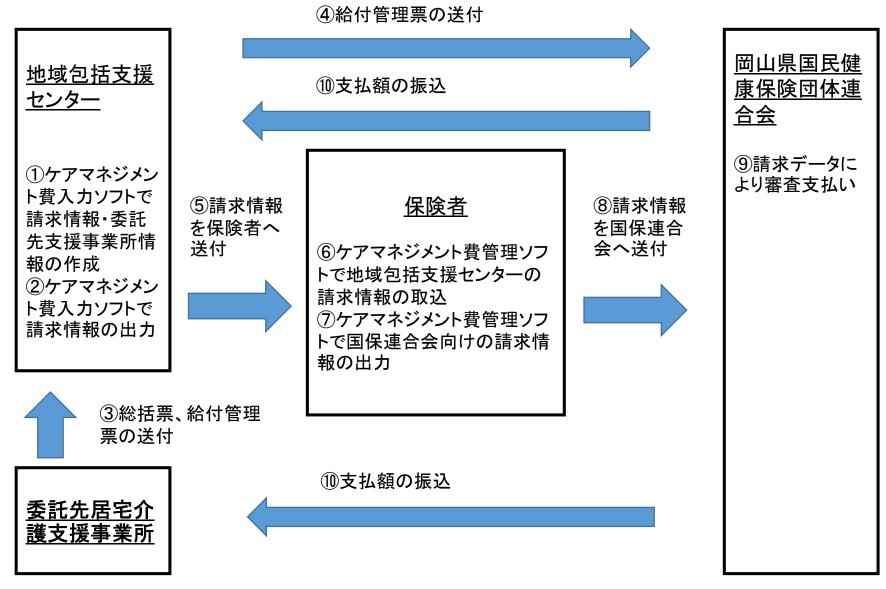
給付管理・請求について①

※請求先の区別(介護予防ケアマネジメント)

			ケアプラ	ン作成者	
	利 用 し たサ ー ビ ス	地域包括支援セン	地域包括支援センター		事業所
		ケアプランの種類	請求先	ケアプランの種類	請求先
要	予防給付のみ	予防給付 (介護予防支援)	国保連	予防給付 (介護予防支援)	国保連
支援	予防給付+ サービス事業	予防給付 (介護予防支援)	国保連	予防給付 (介護予防支援)	国保連
者	サービス事業 のみ	事業費(介護予防ケア マネジメント)	国保連	事業費(介護予防ケア マネジメント)	国保連
事業 対象者	サービス事業 のみ	事業費 (介護予防ケアマネジ メント)	国保連	事業費(介護予防ケア マネジメント)	国保連

給付管理・請求について②

※利用者が総合事業のみを利用する場合



今後のスケジュール

平成29年2月	〇市民への周知・広報 ・市民説明会開催 〇個別地域ケア会議アドバイザー研修会(1回目)
平成29年3月	○市民への周知 ・市民説明会開催 ○個別地域ケア会議アドバイザー研修会(2回目) ○自立支援型通所サービスプログラム研修会
平成29年4月	〇事業開始

~お知らせ~

- ・総合事業に係る「サービスコード」やケアマネジメント詳細等については、後日ホームページでお知らせします。
- ・総合事業についてのご意見・ご相談がありましたら、ホームページに掲載している「質問票」に記載し、EメールもしくはFAXで送付してください。
- ・今までのご質問については、ホームページで「Q&A」として、随時更新していきますので、ご確認ください。

ご清聴ありがとうございました。